**平成31年度以降の定期接種対象者は６５歳のみでしたが，平成31年3月「予防接種法施行令の一部を改正する政令」が公布され，引き続き７０歳以上でも対象となる方に接種機会が設けられました。**

**令和３年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ**

令和３年３月

旭川市保健所

**ご注意！**

**※年数にかかわらず，過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）を接種したことがある方の再接種は任意接種で全額自己負担となり，この定期接種の対象外です！（特に５年以内の再接種は副反応が強く高い頻度で出るとの報告があります。接種歴は必ず確認してください。）**

**定期接種対象者**

**※接種当日に旭川市に住民登録されている１または２に該当する方で，過去に定期や任意による肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）を接種したことがない初めての方**

**１ 65歳 昭和31.4.2～昭和32.4.1 85歳 昭和11.4.2～昭和12.4.1**

**70歳 昭和26.4.2～昭和27.4.1 90歳 昭和 6.4.2～昭和 7.4.1**

**75歳 昭和21.4.2～昭和22.4.1 95歳 大正15.4.2～昭和 2.4.1**

**80歳 昭和16.4.2～昭和17.4.1 100歳 大正10.4.2～大正11.4.1 生まれの方が対象です！**

**２**６０歳以上６５歳未満であって，心臓・腎臓・呼吸器の機能，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の

機能，これらのいずれかの障害を有する方（障害等級１級相当の方）

**・**４月下旬頃に「お知らせハガキ」を送ります（**※一部70歳以上で定期接種済みの方を除く**）。

**・**「お知らせハガキ」は送られませんが対象となります。接種する医療機関にご相談下さい。

**実施期間**

**令和3年４月１日（木）から令和４年３月３１日（木）まで**

**接種場所**

**※**肺炎球菌ワクチンを接種した方は，本市「肺がん検診」を無料で受診できます。くわしくは，接種後に交付される接種済証をご覧下さい。

**接種当日の持ち物**

**接種料金（自己負担金）**

**２，７００円　　※生活保護世帯，市民税非課税世帯の方は免除**になります（接種当日に，「接種料金（自己負担金）が免除になる証明」の提示が必要です。くわしくは送付の「お知らせハガキ」などでご確認下さい。**後日の払い戻しはできません**ので，ご注意下さい！）。

**旭川市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種実施医療機関**（**※**実施医療機関は，送付の「お知らせハガキ」または各医療機関にご確認下さい。**実施日時や予約の要・不要などについて，事前に各医療機関にお問い合わせ下さい。**）

※肺炎球菌ワクチンを接種した方は，本市肺がん検診を無料で受診できます。詳しくは接種後に交付される接種済証を御覧下さい。

**・「お知らせハガキ」（対象者１の方のみ）または身体障害者手帳（対象者２の方のみ）　・健康保険証**

**・接種料金（自己負担金）が免除になる方は「接種料金（自己負担金）が免除になる証明」**

（※今年転入の**１**の対象者で，「お知らせハガキ」が送られていない方，また，「自己負担金が免除になる証明」の申請のために，前住所地の「課税証明書」が必要な場合がありますので，下記へお問い合わせ下さい。）

**問合せ先　旭川市保健所健康推進課保健予防係　電話　２５－９８４８**